

決し全う解決し
右及申(通)報候也

此見書

一、(完)製材所ハ昭和四年八月七日解散スルコト
二、鈴木猶吉(調停者)シ責任者トシテ工場シ因戻スルコト
三、従業員廿七名ノ内十五名(川山、池田、山口、川畑、小峯、宇鶴、香藤、若、鈴木、山下、福井、福井、佐、宮本、東、岡村、近藤)ヲ事業主ニ於テ就職セシメ
ルコトトシテ条件トシテ手当金一人宛、日給十日分シ支給ス
四、解雇者ニ対シテハ一人宛解雇手当日給十日分シ支給シ外ニ手
議費用トシテ金五封(四日(月)支給ス
五、調停者ハ全従業員ニ対シテ金一封(五十円)支給スルコト
六、後継事業責任者ハ就職者ヲ求ル八月廿日ヨリ就職セシム
七、事業主因会ニ因テル条件並ニ後継事業ニ付テハ工場主大沢武
ニハ全然関係ナシトス
右条件ヲ以テ解決シタルモノトシテ、今般本件ニ干レ一切異議申
立テラナサハルコトトシテ、後日本書四通ヲ作製
シ右一通宛所持スルモノトス

昭和四年八月十六日

調停者

森谷三五郎
鈴木猶吉